

滋賀県ヨシ群落保全審議会委員の募集

滋賀県では、滋賀県ヨシ群落保全審議会において、ヨシ群落を守り、育て、活用していくための課題事項について、審議していただく委員を募集します。

◆滋賀県ヨシ群落保全審議会とは

滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例第20条に基づき設置されている審議会です。
ヨシ群落を守り、育て、活用していくための課題事項について審議します。

◆委員の仕事

年に1回程度開催される会議に出席して、他の委員の方々とともに、審議していただきます。
(会議出席の都度、報酬と交通費をお支払いします。)

◆委員の任期 令和8年6月から2年間

◆応募の資格

滋賀県内に居住、通学または通勤する満18歳以上（令和8年4月1日現在）の方。（国・地方公共団体の議員や常勤の公務員の者、滋賀県の他の附属機関等の委員に任命または委嘱されている方は除きます。）

◆募集の人数 2名程度

◆応募の方法

下記の応募書類を期限までに琵琶湖保全再生課に郵送または持参してください。

(1) 滋賀県ヨシ群落審議会応募書（このチラシ裏面。滋賀県HPにも掲示しています：<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/333709.html>）

(2) 意見書（様式は自由）

琵琶湖や内湖のヨシ、マコモ、ヤナギなどの植生をどうしていかよいか、刈り取ったヨシをどのように活用していくよいかなど、ヨシ群落に対する想いについて、意見や提案を1,000字程度にまとめて記載してください。

◎「滋賀県ヨシ群落審議会応募書」と「意見書」は返却しません。

◎委員は応募された方の中から、意見書の内容等を総合的に考慮し、選考会議で決定します。

◎選考会議の結果、任命人数が募集人数に満たないことがあります。

◆応募期間 令和8年1月16日（金）～2月13日（金）※必着

◆応募先（お問い合わせ）

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3463

Email : dk00@pref.shiga.lg.jp

滋賀県ヨシ群落保全審議会委員応募書

滋賀県ヨシ群落保全審議会委員に次のとおり応募します。

| | | | | | |
|------------------|-------------|----|---|----|---|
| ふりがな 氏 名 | | 性別 | | 年齢 | |
| 住 所 | 〒 | — | | | |
| 勤務先・学校等 所在市町村 | | | | | |
| 電話番号 | (自宅・勤務先・携帯) | — | — | — | — |
| (自宅・勤務先・携帯) | — | — | — | — | — |

以下の活動経験については、できるだけ詳しく記入してください。

| | | |
|--|-------|---------|
| 国・県・ 市町村の 審議会委員、 モニター等 の経験 | 名 称 | 期 間 |
| | | |
| その他の 活動の経験 | 内 容 | 年月または期間 |
| | | |
| 本審議会 委員（公募） の経験 | 有 ・ 無 | 年月および期間 |
| | | |

〔記入上の留意事項〕

- 1 年齢は、令和8年4月1日現在で記入してください。
- 2 審議会には、協議会、懇話会などを含みます。
- 3 その他の活動の経験には、例えば、環境、産業、教育、地域、男女共同参画関係などの団体活動やグループへの参加の状況や経験などを記入してください。